

# 狭山市職員措置請求書

## 狭山市職員に関する措置請求書の要旨

はじめに

本措置請求は、契約の相手方である狭山茶農業組合から将来の都市整備のための用地取得を行ったことに対して、問題を提起しているのではなく、狭山市の違法な行政手続きに警鐘を発し、是正を求めるためにあえて行うものである。

### 1、請求の要旨

平成28年3月15日、狭山市は狭山茶農業協同組合（以下茶農協という）が所有地 672.59 m<sup>2</sup>を1億1810万6804円で購入する売買契約を行い、平成28年3月25日に茶農協の請求に応じて土地代金の前金8267万4000円、物件補償金の内金3529万8000円を支払った。

しかしながら、この契約は狭山市財産規則第3条の措置を怠り、また地方自治法（以下法という）第208条及び第210条に違反し、さらに支払いに際しても刑事訴訟規則第59条に違反して書類の訂正を行い、期日前に支払いを行った。

これは、法第2条第16項に該当し、同17項により契約の締結は無効となる。

以上により、狭山市は市長小谷野剛に対し茶農協に支払った総額1億1797万2000円及び遅延損害金を請求せよ。

### 2、請求の理由

狭山市は狭山市財産規則第3条（公有財産取得前の措置）第2項の必要な措置を怠り（資料1）、また、引き渡し翌年度（平成28年6月以降）になることを知りながら（資料2）、引き渡し期日を平成28年3月31日と定め、（資料3）年度内予算で前金を支払い、3月30日に引き渡し期限を平成29年3月7日に延長する土地売買に関する変更契約を行った。（資料4）

狭山市財産規則第3条では公有財産取得前の措置として第2項で「課長は前項の調査の結果（中略）貸借権その他物上負担があることが判明した場合において、これらを排除する必要があるときは、当該土地物件の権利者をしてこれらを消滅させるための必要な措置を講じなければならない。」と定めており、茶農協とコインパーキング事業者との権利関係の消滅させるための措置を怠ったことは明らかで、



現状も契約関係が継続中である。(資料5)

地方自治法(以下法という)では第208条で会計年度独立の原則、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる単年度会計を定め、同第210条では総計予算主義で一会計年度における一切の収入支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。としている。

狭山市は、茶農協から引き渡し期日が28年度6月以降にして欲しい旨の申出があったことを承知しながら27年度末までの引き渡し契約で売買契約、補償契約を締結し、前金として総額1億1797万2000円を支払った。

残金は引き渡し時の3月31日に支払うこととしていたが、引き渡し期限前日の3月30日に土地売買に関する変更契約(1)を行い、引き渡しを翌年の平成28年3月7日に延長した。この変更契約に(1)がついているということは今後も引き渡し延長が行われる可能性も見込まれる。

狭山市が予め引き渡しが年度内に完了しないことが判明していれば、新年度予算に組み入れるべきであり、年度内引渡しが不可能であるにもかかわらず、年度末ぎりぎりに契約を締結し、前述の通り法第208条、第210条に意図的に違反し公金を支払い、引き渡し期限前日に引き渡し延長契約を行ったことは相手方に特別な便宜を図ったことに他ならない。

茶農協が一番茶、二番茶の加工があるため28年6月以降の引き渡しを目途としていたにもかかわらず、変更契約で平成28年3月7日としたのは、茶農協のコインパーク事業の収入を保障したものであり、引き渡しを1年間延長することによって茶前金1億1797万2000円に係る茶農協の金利負担を軽減させるばかりではなく、逆に狭山市その金利分を損失することが明らかであり、また、土地引き渡しを受けたのち、駐輪場や他の用途に利用することができないという損害が生ずることは明白である。

このほかにも、代金支払いの「支出負担行為兼支出命令書」の支払い希望日が契約書の引き渡し期日である3月31日と記載してあったものが手書きで3月25日と変更され、押印もなく、誰の手で何時変更されたのか不明で(資料6)これにより支払ったことは刑事訴訟規則第59条(資料7)に違反しており、適正な行政執行ではなく、事実究明の上刑事告発も必要である。

本来、当初契約どおり、契約書第2条の引き渡しが3月31日に完了しなければ、